

指名停止措置一覧表

令和元年9月20日 現在

埼玉県入間市 担当:総務部管財課

	指名停止業者名	所在地	指名停止期間	指名停止措置要領該当項目	停止理由	停止期間	内 容
1	株式会社 九電工	福岡県福岡市南区那の川1丁目23番35号	令和元年6月10日 ～ 令和元年10月9日	別表第2 第4号ロ	競売入札妨害又は談合	4ヶ月	福岡県築上町発注のし尿処理施設建設工事の入札において、落札できるよう町議に働きかけるなど、公正な入札を妨害したとして、平成31年3月9日、株式会社九電工の行橋営業所長が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、また、便宜を図ってもらった謝礼として仲介役の町議に現金800万円を渡したとして、同30日、贈賄容疑で再逮捕された。さらに、同社が落札できるよう、業者間で談合したとして、平成31年4月3日、株式会社九電工の使用人3人と株式会社フソウの使用人1人が、談合容疑で逮捕された。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条 関連 別表第2 第4号ロ 競売入札妨害又は談合に該当するため。
2	株式会社 フソウ	東京都中央区日本橋室町2丁目3番1号	令和元年6月10日 ～ 令和元年10月9日	別表第2 第4号ロ	競売入札妨害又は談合	4ヶ月	福岡県築上町発注のし尿処理施設建設工事の入札において、他社が落札できるよう他社と入札価格を予め調整したとして、平成31年4月3日に使用人が談合容疑で逮捕されたため。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条 関連 別表第2 第4号ロ 競売入札妨害又は談合に該当するため。
3	株式会社 平安設計	東京都北区滝野川七丁目2番14号	令和元年8月7日 ～ 令和元年10月6日	別表第1 第2号	粗雑工事	2ヶ月	本市発注の「金子小学校講堂兼屋内運動場屋根改修等工事」において、監理業務が適正に行われなかったために是正すべき法令不適用部が生じた。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条 関連 別表第1 第2号 粗雑工事に該当するため。
4	石垣メンテナンス 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	令和元年8月23日 ～ 令和元年12月22日	別表第2 第3号ロ	独占禁止法違反行為	4ヶ月	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業に係る見積合わせにおいて、遅くとも平成26年3月頃以降より受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。この事案において、令和元年7月11日、独占禁止法第3条に違反するものとして公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条 関連 別表第2 第3号ロ 独占禁止法違反行為に該当するため。
5	ニチレキ 株式会社	東京都千代田区九段北四丁目3番29号	令和元年9月9日 ～ 令和元年11月8日	別表第2 第3号ロ	独占禁止法違反行為	2ヶ月	舗装用改質アスファルトの販売分野における競争を実質的に制限していたとして、令和元年6月20日、独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条 関連 別表第2 第3号ロ 独占禁止法違反行為に該当するため。 ただし、課徴金減免制度による減免事業者であることから、指名停止期間を2分の1に短縮し、2ヶ月とする（第4条第3項 情状酌量とすべき特別な事由）。
6	世紀東急工業 株式会社	東京都港区芝公園2丁目9番3号	令和元年9月20日 ～ 令和元年11月19日	別表第2 第3号ロ	独占禁止法違反行為	2ヶ月	アスファルト合材の特定販売価格の引上げを共同して行っていく旨の合意を他社と行うことにより、公共の利益に反してアスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限していた行為が、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条 関連 別表第2 第3号ロ 独占禁止法違反行為に該当するため。 ただし、課徴金減免制度による減免事業者であることから、指名停止期間を2分の1に短縮し、2ヶ月とする（第4条第3項 情状酌量とすべき特別な事由）。

	指名停止業者名	所在地	指名停止期間	指名停止措置 要領該当項目	停止理由	停止期間	内 容
7	株式会社 ガイアート	東京都新宿区新小川町8丁目27番	令和元年9月20日 ～ 令和2年1月19日	別表第2 第3号ロ	独占禁止 法違反行為	4ヶ月	<p>アスファルト合材の特定販売価格の引上げを共同して行っていく旨の合意を他社と行うことにより、公共の利益に反してアスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限していた行為が、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条 関連 別表第2 第3号ロ 独占禁止法違反行為に該当するため。</p>